

四日市市告示第 16 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、保育料の収納事務を下記のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 19 日

四日市市長 田 中 俊 行

1 委託を受けた者

名称、所在地	
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地 7 番 8 号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 3 号
国分グローサースチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 3 4 号
株式会社ココストアイースト	茨城県土浦市小松二丁目 1 3 番 1 号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南 1 丁目 8 番 2 7 号
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通 1 7 番地
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町 9 0 0 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町 3 丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目 1 1 番 2 号

2 委託の期間

平成 28 年 1 月 7 日から平成 29 年 3 月 31 日

(こども未来部 保育幼稚園課)

平成28年 1月 19日

会計管理者 様

保育幼稚園課長 伊藤 善信

保育料料の収納事務委託について

みだしのことについて、平成28年1月7日付で次のとおり私人と収納事務委託約を締結したので、四日市市会計規則第26条の3の規定に基づき通知します。

1 委託を受けた者

名称、所在地	
株式会社三重銀行	三重県四日市市西新地7番8号
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
株式会社ココストアイースト	茨城県土浦市小松二丁目13番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目1番地
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 委託の期間

平成28年1月7日から平成29年3月31日

(こども未来部 保育幼稚園課)

地方自治法施行令（抜粋）

制定：昭和22年5月3日号外政令第16号

最終改正：平成27年12月24日政令第440号

（歳入の徴収又は収納の委託）

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

3 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

4 第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

四日市市会計規則（抜粋）

制定：昭和39年6月1日規則第25号

最終改正：平成22年3月31日規則第11号

（歳入の徴収又は収納の委託）

第26条の3 主管の長は、令第158条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したとき若しくは委託を解除したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

（1） 公金、公共料金等の収納の事務の委託を受けた実績を有すること。

（2） 経営基盤が安定しており、財務内容が健全であること。

（3） 収納した公金を安全かつ確実に指定金融機関等に払い込むことができること。

（4） 収納した公金に関する情報を正確に記録し、適正に管理することができること。

（5） 納入義務者の個人情報の保護に関し、十分な管理体制を有すること。

3 第1項の規定により、私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、市長はその旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者に周知できる方法により公表しなければならない。

4 歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、納入義務者に対し、領収書又はこれに代わるものを交付しなければならない。

5 収納した現金等は、速やかに納入通知書等及び収納の内容を記載した計算書を添えて、指定金融機関等に払い込まなければならない。